

定期預金

平成 29 年 8 月 1 日現在

<p>商品名 (愛称名)</p>	<p>相続定期預金 (未来へつなぐ)</p>
<p>販売対象</p>	<p>・個人(個人事業者を含む) ※金融機関(当金庫以外の金融機関を含む)での相続手続き完了後、1年以内に相続による取得資金を原資としてお預け入れいただける方</p>
<p>お持ちいただく書類</p>	<p>①本人確認資料(運転免許証・健康保険証) ②金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 金融機関に提出した相続手続き依頼書等の写し 被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し ③お預けいただく方が相続人であることが確認できる書類 戸籍謄本等の写し 遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言検認済みのもの)写し ④お預入れの原資を相続により引継いだことが確認できる書類 金融機関に提出した相続手続き依頼書等の写し 被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し 遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言検認済みのもの)写し 遺産分割協議書の写し</p>
<p>預入期間</p>	<p>・定型方式---6ヶ月 ※自動継続限定</p>
<p>預入 ①預入方法 ②預入金額 預入単位</p>	<p>・一括預入です ・100万円以上です ※相続により取得した金額の範囲内とします ・1円単位です</p>
<p>③払戻方法</p>	<p>満期日以降に一括して払戻します</p>
<p>利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法</p>	<p>・固定金利です ・預入時の店頭表示の利率(スーパー定期6ヶ月もの)に0.300%を上乗せした利率を適用します ・自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期預金の店頭表示金利の利率(スーパー定期6ヶ月もの)を適用いたします ・満期日以降に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</p>
<p>税金</p>	<p>・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります</p>
<p>付加できる特約事項</p>	<p>・「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます</p>
<p>中途解約時の取扱</p>	<p>・満期日前に解約する場合は、解約日の普通預金利率を適用いたします</p>
<p>金利情報の入手方法</p>	<p>・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください</p>

(1/2)

定期預金

平成 29 年 8 月 1 日

商品名 (愛称名)	相続定期預金 (未来へつなぐ)
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時、電話:0120-812-504)にお申し出ください</p> <p>【紛争解決措置】所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出下さい</p> <p>なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・上乗せ金利の適用は当初契約日から満期日までの初回限りとし、満期時には通常のスーパー定期預金に自動継続され適用の利率は店頭表示金利となります・預金保険制度の付保対象預金です・預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)・ATM でのご成約はできません・金利情勢の変化等により、新規預入時における上乗せ金利について変更させていただく場合や、商品の取扱を中止させていただく場合があります

(2/2)